

〔日本書紀十五〕五年〇清〇十二月、百官大會、皇太子億計〇取天皇之璽、置之天皇〇顯〇之坐〇中〇天皇於是知終不處、不逆兄意、乃聽而不即御坐、

〔續日本紀九〕神龜元年二月甲午、受禪即位於大極殿、大赦天下、詔曰〇中〇大八島國所知倭根子天

皇元乃〇大命爾坐詔久、此食國天下者、掛畏、岐、藤原宮、爾、天下所知美麻斯乃父止坐天皇乃文武〇美麻

斯爾賜志天下之業止詔大命乎聞食、恐、美、受賜懼理坐事乎衆聞食宣〇下〇

〔續日本紀四十一〕寶龜二年二月己酉、左大臣正一位藤原朝臣永手薨〇中〇及薨、天皇甚痛惜之、詔中

略曰〇中〇彌麻之大臣之家内子等乎波布理不賜、失不賜、慈賜波起賜波温賜波人目賜波美麻之大

臣乃罷道母宇之呂輕久、心意太比爾念而平久幸久罷止富良須詔大命乎宣〇下〇

〔萬葉集十四〕雜歌〇未〇

許ノ河泊爾安佐奈安良布兒奈禮毛安禮毛知余乎曾母氏流伊低兒多婆里爾、一云マ麻シ之モ毛安禮

母モ

〔催馬樂律〕夏引 二段、第一段拍子九、第二段拍子十四、合拍子廿三、貫川同音。

なつ引のしらいと、七ばかりあり、さごろもに、おりてもきせん、ましめはなれよ、

二段かたくなに、ものいふをみなかな、ましあさぎぬも、わがめのごとく、たもとよく、きよくかたよく、

こくびやはらかに、ぬひ〇ぬひ〇きせめかも、

〔源氏物語二〕女十一かほのいとよかりしかば、ずるにこそ戀しけれ、ましがつねにみるらんもう

らやましきを、またみせてんやとの給へば、〇下〇

〔倭訓栞前編七〕きみ〇中〇古へ尊卑相通じて互にきみと呼し、戀の歌などは吾愛するより也、古

歌皆然り、今は心得あるべき事にいへり、〇中〇人を呼て仁とし、仁をきみとよむの例、梵書に見え

て、今も音をもてよべり、